

議案第50号

武藏野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

武藏野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する条例

武藏野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武藏野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね <u>20人</u> につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人 3 (略)	(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね <u>15人</u> につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人 3 (略)	字句の改正
(職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満た	(職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満た	字句の改正

<p>ない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)</p>	<p>ない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)</p>	字句の改正 字句の改正
<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)</p>	字句の改正 字句の改正
<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのう</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのう</p>	

ち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね <u>20人</u> につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人 3 (略)	ち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね <u>15人</u> につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人 3 (略)	字句の改正 字句の改正
--	--	----------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。